

## 特別支援学級教育課程

### A 特別な教育課程編成の原則

本校における特別支援学級に係る教育課程の編成を進め、学級の実態や児童生徒の障がいの程度等を考慮の上、実情に合った教育課程を編成する。

### B 本校における特別支援学級経営方針

#### 1 特別支援学級設置の方針

(1) 学校の教育活動全体を通して、個々の児童生徒の心身の障がい状態及び能力、適性等を的確に把握し、個人差に応じた指導を行う。また、交流教育の促進を図るとともに、児童生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を醸成する。

(2) 児童生徒の就学指導・進路指導の充実を図り、職員・保護者・地域の人々の理解と認識を深めるように努める。

#### 2 特別支援学級設置の目的

(1) 通常の学級では十分な教育効果が期待できない児童生徒が、自分の身体の安全や健康について理解し、将来にわたり健康で安全な生活を送れるような資質・能力の獲得ができること期待する。

(2) 具体的な生活経験等を通して学習し、日常生活に必要な身近な処理などの基本的な生活習慣の定着を図り、社会参加への知識や適応力を養うことで自立への基礎を養うことを期待する。

#### 3 特別支援学級に対する人間関係上の配慮（教員、通常の学級との交流、地域社会の理解、啓発及び協力体制の確立）

(1) 心身に障害のある児童に対する偏見をなくすとともに思いやりの気持ちをもたせるように常に心がけ、交流学級を意図的・計画的に行うように配慮する。

(2) 様々な機会をとらえ、特別支援学級に対する偏見を取り除き、理解と思いやりを児童や保護者・地域社会に広げるように努める。

##### ア 学校において

○ 交流学級を設け、交流を推進するとともに、学校行事やクラブ活動等を通して全校児童生徒との交流を推進する。

○ 全職員による取組を推進するため、指導交流や研修の充実を図る。

##### イ 地域社会において

○ 地域社会の方々に特別支援教育について正しい理解と認識をしてもらうため、様々な機会をとらえて、特別支援学級設置の方針や目的を説明するなど、啓発活動を積極的に行う。

#### 4 指導方針（児童の実態に即し、特に重点とする事項）

(1) 児童生徒の経験を広げ、社会性を養い、望ましい人間関係を育てるために、学校の教育活動全体を通して指導する。

ア 交流学級を中心に通常学級の児童生徒とともに活動する機会を積極的に設ける。

イ 学年や全校での行事や活動・学習などに積極的に参加させる。

(2) 児童生徒の障がいの状態及び特性等を的確に把握し、児童生徒の発達段階や学習能力・興味関心などを考慮しながら、個に応じた指導法を工夫する。

ア 児童生徒一人一人の健康・安全に留意し、健康で安全な学校生活を送れるようにする。

イ 日常での指導を通して基本的な生活習慣を身に付けさせる。

ウ 集団での活動を通して集団生活への適応力を高め、社会参加や自立への基礎を培う。

#### 5 個別の指導計画

(1) 本校の特色である小中併設を生かし、9年間を見通した個別の指導計画を立てる。

(2) 児童生徒の実態に応じた指導をするために、方針を立て、実践し、学期毎に見直しをする。

### C 特別支援学級の教育課程の指導内容と指導形態

特別支援学級の教育課程については、個々の児童生徒の障がいの程度やその特性に応じた指導を行うために、特別支援学校の学習指導要領を参考にしながら適切な教育課程を編成することが望まれる。

知的障がい教育においては、特に必要がある場合は「各教科に属する科目の全部又は一部」また「各教科、道徳、特別活動並びに自立活動の全部又は一部」について合わせた指導を行うことができると規定されている。(学校教育法施行規則73条の11)

通常学級における教育課程の仕組みが「指導の内容」と「指導の形態」とが同じであるのに対して、特別支援学級のそれは「指導の内容」と「指導の形態」が異なる場合がある。

そこで以下に通常学級とは異なる指導についてその概要をまとめる。

自立活動…児童生徒が自立を目指し、障がいに基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度・習慣を養い、心身の調和的発達の基礎を培う。
日常生活の指導…児童生徒の日常生活を充実させ高めることを意図として、学校における諸活動(登下校、係りの仕事、給食、掃除等)を適切に援助していく。
生活単元学習…生活上の問題解決のための一連の活動を、組織的に経験させ自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習する。
作業学習…児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立を目指し、生活する力を高めることを意図とした、作業活動を学習活動の中心にすえる。

### D 知的障がい学級における指導上の配慮点

知的障がいと言っても、適応行動に障がいがある状態は、千差万別である。また、知的障がいの他に言語障がいや情緒障がいなどを伴う場合も少なくない。一般的に知的障がいをもつ子どもは、抽象的能力の発達が遅れているため、具体的な経験を通して指導する方法が望ましい。

このことから指導においては、次のような配慮が必要である。

- 1 児童生徒の心身の状態を十分把握した上で指導に当たるようにする。
- 2 交流学习を積極的に行うようにするため、教師相互間の連携を密にし、協力して効果的な交流学习の指導が行えるよう工夫する。
- 3 生活単元学習では、具体的な活動を多く設け、社会性を身に付け、普段の生活に役立たせるようにする。
- 4 日常生活に必要な基礎学力の定着を図る。
- 5 主体的に生きる力、基本的生活習慣を身に付けさせるようにする。

### E 情緒障がい学級における指導上の配慮点

情緒障がいとは、情緒の現れ方が偏っていたり、激しかったりするなど、自分の意思ではコントロールできず、そのために社会的に不適切な状態や人との関わりに困難性を示す障がいである。

その中でも、自閉症的な傾向のある児童生徒は、常同的な行動パターンや特別な事物への執着、変化への抵抗等、特異な行動や症状が認められる。

このことから指導においては、次のような配慮が必要である。

- 1 的確に実態を捉え、達成可能な目標を立て、発達を促すために、具体的活動の中で段階的に指導を行うようにする。
- 2 コミュニケーション能力の向上など、社会性発達や問題行動の改善及び伸長を目指し、実践的な指導を行うようにする。
- 3 常同的な行動や特別な事物への執着、多動やかんしゃく等の不適切行動の軽減を図る。
- 4 集団行動においては、児童生徒の実態に応じ、個別的な配慮を行う。
- 5 自立的な生活に向けての援助指導を計画的に行うようにする。